

令和7・8年度愛媛県建設工事等入札参加資格審査申請書
(測量・建設コンサルタント等) 記入要領

申請書は、エクセルの行・列の追加削除を行わないでください。文字が印刷に収まらない場合にはセルの幅を広げて使用してください。

1 申請書表紙

- (1) 「受付番号」欄は、記入しないでください。
- (2) 「法人番号」欄は、法人の場合、13桁の法人番号(※)を記入してください。個人の場合は記入の必要はありません。
(※) 行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号。
- (3) 申請事務担当者欄には、申請書の内容に係る問い合わせに対応できるご担当者をご記入ください。
(行政書士による代理申請の場合も申請者の事務担当者を記入してください。)
代表メールアドレスには、担当者個人ではなく所属のものを記入してください。
- (4) 「申請要件確認」欄は該当するものにを入れてください。申請を行うためには、チェックが入っていることが必要です。

(参考)

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要領(抜粋)
(競争入札等への参加)

第2条 県が発注する建設工事関連業務の競争入札等に参加しようとする者は、次に掲げる項目について、知事の審査を受け、適格と認められた者でなければならない。

- (1) 知事の審査を申請する日(以下「審査基準日」という。)の直前2年間に行った決算による年間平均実績高

- (2) 審査基準日の直前に行った決算における自己資本の額
 - (3) 審査基準日における別表に定める業種区分ごとの有資格者の数
- 2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。
- (1) 営業に必要な許可、認可等を得ていること。
 - (2) 審査基準日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
 - (3) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。
 - (4) 県税全税目（納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がないこと。

2 申請書様式その1

- (1) 申請日現在で記入してください。
- (2) 商号又は名称欄のふりがなは、漢字以外の表記部分（アルファベット、カタカナ、ひらがな等）についても、「ひらがな」で記入してください。※法人種別（株式会社等）は、ふりがな不要。
（例：「EHIME設計株式会社」→「えひめせっけい」）
- (3) 様式右上の「業種区分」欄は、愛媛県から業務の発注を希望する業種区分に○印を付けてください。
- (4) 「愛媛県電子入札用業者ID」欄は、愛媛県から取得しているID番号（16桁）を記入してください。取得していない場合は、「取得前」と記入してください。
本県では、原則として、建設工事関連業務の入札を電子入札により実施しており、電子入札用業者ID番号を取得し、電子入札システムへの利用者登録を行わなければ、入札に参加することができません。なお、今回、初めて本県に参加資格申請をされる場合は、参加資格を取得した後（令和7年4月1日以降）、電子入札に係る利用者登録申請を行い、ID番号を取得していただくこととなります。
- (5) 「総職員数」欄は、申請時点における職員数（パート、アルバイト等を除く常勤の職員数）を記入してください。
- (6) 「技術職員数」欄は、総職員数のうち、技術系の業務に従事している者の数を記入し、そのうち建設コンサルタント業務に従事する技術士の実数を「（うち技術士数）」欄に記入してください。
- (7) 「希望業務」欄は、愛媛県から業務の発注を希望する業務の欄に○印を付けてください。
また、「その他」欄に○印を付けた場合は、『希望業務「その他」の内容』欄に、その業務内容を具体的に記入してください。
- (8) 「登録部門」欄は、次のとおり登録している場合、該当欄に○印を付けてください。
 - 測量 : 測量法第55条第1項
 - 建築関係建設コンサルタント業務 : 建築士法第23条第1項
 - 土木関係建設コンサルタント業務 : 建設コンサルタント登録規程第2条第1項
 - 地質調査業務 : 地質調査業者登録規程第2条第1項
 - 補償関係コンサルタント業務 : 補償コンサルタント登録規程第2条第1項
- (9) 「登録部門」欄に○印を付けた場合、それぞれの登録事業ごとに登録番号と登録年月日を記入してください。
- (10) 「有資格者等職員数」欄は、該当する資格の欄にそれぞれ有資格者の人数を記入してください。また、1人が複数の資格を有している場合にもそれぞれ該当する欄に記入してください。
なお、技術士については、一つの登録部門で同一人が当該建設部門と総合技術管理部門の両方の資格を有している場合は当該登録部門について実数の1人として数え、「総合技術管理部門（建設一般）」のように、複数の登録部門に充てることができる技術士については主な従事部門1つのみにカウントしてください。

- (11) 「入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等」欄は、委任状を提出し、入札・契約等にかかる権限を委任する営業所等について記入してください（県外業者に限ります。県内業者は記入することは出来ません。）。

なお、建築一般については建築士事務所の登録を有する営業所に限り委任することが可能です。原則として委任は申請業務のすべてが対象ですが、建築一般に限り上記登録の都合により委任ができない場合は、備考欄に委任内容から建築一般を除く旨を記載してください。

3 申請書様式その2

- (1) 「愛媛県に測量・建設コンサルタント等に係る入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況」欄は、該当する系列の企業（親・子会社）の有無について、該当するものに☑を入れてください。「有」の場合、(1)又は(2)に記入し、申請者の役員のうち、(1)又は(2)に記入した企業の役員を兼任している場合は(3)に記入してください。

なお、ここで記入する系列企業（親子会社）とは、議決権のうち40%以上を親会社の計算（他人名義も含む）において所有している場合をいいます。

4 測量等実績調書

当該様式下欄の記載要領に基づき、直前2年間の主な業務について記載してください。

5 技術者経歴書

当該様式下欄の記載要領に基づき、作成してください。

なお、申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の写しの提出があれば、当該業種に係る「技術者経歴書」の提出を省略することができます。

6 使用印鑑届

「使用印」欄は入札・契約等に用いる印を、「実印」欄は、法人の場合は法務局に登録している印鑑を、個人の場合は実印を押印してください。

7 年間委任状（県外業者に限る）

入札・契約等の権限を支店・営業所等に委任する場合に提出が必要です（様式任意）。

年間委任状は、次の事項に留意のうえ提出してください。

- ・委任を受ける方（受任者）は、本店（社）に代わって愛媛県との建設工事関連業務の契約に係るすべての責任を負う支店・営業所等の代表者であること。
- ・委任する内容には、参加資格の期間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）を通じて、愛媛県が発注する建設工事関連業務に係る見積入札、契約締結、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。
- ・委任先は1か所のみとすること。
- ・建築士事務所登録の都合により、建築一般を除いて委任する場合は、その旨を明記すること。
- ・委任者の方は実印を、受任者の方は使用印鑑届の使用印を押印すること。
- ・日付、宛先等をもれなく記載すること。